

## ○早島町埋立行為等規制条例

(平成17年9月26日条例第25号)

## (目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立行為等について必要な規制を行うことにより、無秩序な埋立行為等を防止し、もって町民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立行為に用いる土砂、山砂、川砂、海砂その他の物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立行為等 土砂等による埋立て、土砂の採取その他土地の形質の変更をいう。
- (3) 事業 埋立行為等並びに埋立行為等を行うために実施する進入路、排水施設その他の行為をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う区域をいう。
- (5) 事業者 事業に関する工事の注文者又は請負工事によらないで自ら事業を行う者をいう。
- (6) 施工者 事業に関する工事の請負人又は請負工事によらないで自らこの工事を行う者をいう。

## (事業者等の責務)

第3条 事業者及び施工者は、事業の実施に当たっては、災害を未然に防止し、生活環境を保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び施工者は、事業を実施するに当たり、あらかじめ事業区域の周辺関係者の理解を得るよう努めるとともに、当該事業の実施に伴い苦情又は紛争が生じたときは、責任をもって自ら積極的にその解決に当たらなければならない。

## (埋立行為等の許可)

第4条 事業者は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 事業区域の面積が、規則で定める面積に満たないもの
  - (2) 法令等に基づき許可、認可、届出等を要する事業で規則で定めるもの
  - (3) 国、地方公共団体その他規則で定める団体が行う事業
  - (4) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事業
- 2 前項の許可は、規則で定める期間が経過したときにその効力を失う。ただし、その期間内においても前項の許可を受けることができる。
- 3 前2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- (1) 許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地、並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - (2) 事業区域の所在及びその面積
  - (3) 事業の目的
  - (4) 施工者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては

その代表者の氏名

(5) 事業の期間

(6) 事業の計画

(7) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

4 前項の申請書には、規則で定めるところにより、必要な資料を添付しなければならない。

5 町長は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、第1項及び第2項の許可に必要な条件を付することができる。

(土地所有者等の同意)

第5条 前条の規定による許可の申請をしようとする者(以下「許可申請者」という。)は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該事業区域の土地の所有者及びその土地に対して規則で定める権利を有する者(以下「土地所有者等」という。)に対して、前条第3項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 土地所有者等は、前条第3項各号に掲げる事項を許可申請者の説明により確認しなければ、前項に係る同意をしてはならない。

(周辺住民等への周知等)

第6条 許可申請者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該事業区域の周辺住民であって規則で定める範囲の者(以下「周辺住民等」という。)に対して、当該事業の概要を周知しなければならない。

(公共施設等の管理者の同意)

第7条 許可申請者は、事業区域内及び事業区域に隣接して公共施設及び法定外公共物(以下「公共施設等」という。)がある場合は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該公共施設等の管理者と協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該公共施設等の管理者が認める場合については、この限りではない。

(許可の基準)

第8条 町長は、許可の申請が次の各号のいずれにも適合すると認められるときでなければ、第4条第1項の許可をしてはならない。

(1) 事業の計画が、規則で定める埋立行為等に係る一般的基準に適合するものであること。

(2) 許可申請者及び施工者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 規則で定める法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第20条の規定により受けた命令を履行していない者

オ 第11条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合は、取消しの日前60日以内に当該法人の代表者、役員又は規則で定める使用人であった者を含む。)

カ その申請に係る行為に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人

がアからカまでのいずれかに該当する者

ク 法人である場合においては、その代表者、役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

(3) 許可申請者により、次のすべてが完了していること。

ア 第5条に規定する土地所有者等の同意を得ていること。

イ 第6条に規定する周辺住民等への周知

ウ 第7条に規定する公共施設等の管理者の同意を得ていること。

(4) 事業者が、事業に関する計画の実施及びこの条例に定める義務を履行するために必要な資力及び信用があると認められること。

(5) 施工者が、事業に関する計画を実施するために必要な施工能力があると認められること。

(名義貸しの禁止)

第9条 第4条第1項の許可を受けた事業者は、自己の名義をもって他者に事業を行わせてはならない。

(許可の変更)

第10条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、同条第3項に定める事項を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、必要な書類を添付した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項により許可を受けるときは、第4条第1項及び第5項、並びに第6条から第8条の規定を準用する。

4 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ規則で定める届出書を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 町長は、許可事業者が次の各号に該当するときは、当該許可を取消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第4条第5項(第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第8条第1号の一般的基準に違反したとき、又は同条第2号、第4号若しくは第5号の規定を満たさない状態に至ったとき。

(4) 第9条の規定に違反して名義貸しを行ったとき。

(5) 第18条に基づく報告を拒み、又は第19条に基づく調査を妨げたとき。ただし、正当な理由をもってあらかじめ町長に協議しその了承を得た場合は、この限りではない。

(6) 第20条第1項第1号から第4号の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定による当該許可の取消しを受けた者は、第8条第1号の一般的基準に適合するよう必要な措置を講じたうえで、事業を終了しなければならない。

(標識の掲示)

第12条 許可事業者は、事業を実施している間は、事業区域内の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(着手の届出)

第13条 許可事業者は、事業に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定める届出書を町長に届出なければならない。

(搬入土砂等に係る届出等)

第14条 許可事業者は、土砂等を事業区域内に搬入するときは、規則で定めるところにより、土砂等の搬入に係る計画を作成し、当該土砂等の搬入を開始する日から起算して10日前までに、町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める範囲の事業の場合は、この限りでない。

2 許可事業者は、埋立行為等に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、発生場所ごとに土砂等管理台帳を作成し、事業着手から1年ごとに閉鎖しなければならない。ただし、規則で定める範囲の事業の場合は、この限りでない。

3 許可事業者は、土砂等管理台帳について、事業の着手から完了までの期間、3月ごとに、当該3月を経過した日(当該3月の期間に事業を完了したときは、当該完了の日)から起算して10日以内に、その写し及び規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(水質検査の報告)

第15条 許可事業者は、規則で定めるところにより、事業区域内から事業区域外へ排出される水の水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、規則で定める範囲の事業の場合は、この限りでない。

(事業の完了検査)

第16条 許可事業者は、当該事業が完了したときは、規則で定める届出書を、完了した日から起算して10日以内に町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、届出に係る事業が当該許可の内容及び第8条第1号の一般的基準に適合しているかどうかの検査をし、その結果適合していると認めるときは、規則で定める検査済証を許可事業者に交付するものとする。

(許可の承継)

第17条 許可事業者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があった場合においては、相続人、合併後存続若しくは設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、既に許可を受けた事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、規則で定める届出書を、その事実を証する書類を添付して、その承継の日から30日以内に町長に届出なければならない。

(報告の徴収)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、施工者又は事業区域内の土地所有者等に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域、事業者若しくは施工者の事務所又は事業所に立ち入らせ、事業の実施状況、事業に関する図書その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は調査に必要な限

度において土砂等を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置命令)

第20条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該事業者又は施工者に対して、当該事業の停止、原状回復又は災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の許可又は第10条第1項の許可の変更を受けた場合
- (2) 第4条第1項の許可又は第10条第1項の許可を受けないで事業を実施した場合
- (3) 第4条第5項の許可に付した条件に違反して事業を実施した場合
- (4) 第8条各号に定める許可の基準に適合しない事業を実施した場合
- (5) 第11条第1項第1号から第4号の規定により許可を取り消され、同条第2項の規定に基づく必要な措置を講じない場合

(手数料)

第21条 第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、規則で定める事業については、当該別表に定める額に5分の1を乗じた額とする。

- 2 既に納付した手数料は、返納しない。

(委任)

第22条 この条例中に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第20条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 第4条第1項又は第10条第1項の規定に違反して埋立行為等を行った者は、50万円以下の罰金に処する。
- 3 第19条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(過料)

第25条 次の各号のいずれかに該当するものは、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第4項、第13条、第14条第1項、第16条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定に違反して、標識を設置しない者
- (3) 第14条第2項又は第3項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者
- (4) 第15条の規定に違反して、水質検査を行わず又はその結果を報告せず若し

くは虚偽の報告をした者

(5) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施している事業については、平成18年1月31日までの間に限り、この条例の規定は適用しない。

別表(第21条関係)

| 埋立行為等許可申請手数料                               | 事業区域の面積                               |                 | 金額          |
|--|---------------------------------------|-----------------|-------------|
|  |                                       | 1,000平方メートル未満   |             |
|  | 1,000平方メートル以上                         |                 | 130,000円    |
|  | 3,000平方メートル未満                         |                 |             |
|  | 3,000平方メートル以上                         |                 | 200,000円    |
|  | 6,000平方メートル未満                         |                 |             |
|  | 6,000平方メートル以上                         |                 | 270,000円    |
| 埋立行為等変更許可申請手数料                             | 第4条第3項に定める事項の変更(第10条第1項ただし書の軽微な変更を除く) |                 | 金額          |
|  | 事業区域の面積の変更                            | 事業に関する工事の請負人の変更 |             |
|  | 面積の変更がない場合                            | 請負人の変更がない場合     | ア           |
|  |                                       | 請負人の変更がある場合     | ア+10,000円   |
|  | 面積が減少する場合                             | 請負人の変更がない場合     | イ           |
|  |                                       | 請負人の変更がある場合     | イ+10,000円   |
|  | 面積が増加する場合                             | 請負人の変更がない場合     | ウ+エ         |
|  |                                       | 請負人の変更がある場合     | ウ+エ+10,000円 |
|  | 事業に関する工事の請負人の変更のみ                     |                 | 10,000円     |
|  | この表において、ア、イ、ウ及びエは、それぞれ次の額を表すものとする。    |                 |             |
| ア 事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額     |                                       |                 |             |
| イ 減少後の事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額 |                                       |                 |             |
| ウ 変更前の事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額 |                                       |                 |             |
| エ 増加面積に応じた埋立行為等許可申請手数料の額                   |                                       |                 |             |